



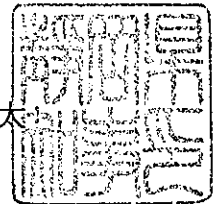
都 計 第 293 号

平成 26 年 3 月 6 日

静岡県知事 川勝 平太 様

都市計画決定権者 静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝 平太



都市計画道路伊豆縦貫自動車道（下田市）環境影響評価準備書に  
ついての意見の概要及び見解書について（送付）

静岡県環境影響評価条例施行規則第 35 条第 1 項の規定により読み替えて適用  
する同条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、意見書の写し、意見の概要及び見解  
書を送付します。

担 当 交通基盤部都市局都市計画課施設計画班

電話番号 054-221-3204



都市計画道路伊豆縦貫自動車道（下田市）環境影響評価準備書に  
ついての意見の概要と都市計画決定権者の見解

平成 26 年 3 月

静岡県

## 目 次

第1章 環境影響評価準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解	1
1.1 住民等の意見の概要と都市計画決定権者の見解	1

## 第1章 環境影響評価準備書についての意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解

### 1.1 住民等の意見の概要と都市計画決定権者の見解

「静岡県環境影響評価条例施行規則」（平成11年静岡県規則第51号）第35条第1項の規定により読み替えて適用される「静岡県環境影響評価条例」（平成11年静岡県条例第36号）第19条の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を平成25年11月12日に公告し、1月間（平成25年11月13日から平成25年12月12日まで）縦覧を行った。

また、静岡県環境影響評価条例施行規則第35条第1項の規定により読み替えて適用される静岡県環境影響評価条例第21条の規定に基づき、平成25年11月12日から平成25年12月26日までを意見書の提出期間とし、準備書について環境の保全の見地からの意見を求めた結果、表1-1に示すとおり意見書が提出された。

提出された意見の概要及びそれに対する都市計画決定権者の見解を表1-2に示す。

表1-1 意見書の件数

項目	件数
住民等の意見書	2

表 1-2 (1) 意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見書番号	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1	<p>今回、「都市計画案」、「環境影響評価準備書」の縦覧をして、本計画の早期実現を望むとともに、仮称「蓮台寺インター」付近の進入道路の建設計画等について、その近辺に住む住民（大沢・蓮台寺・立野地区の住民も含む）に対し理解を求め、意見をしっかりと聴取した上で建設施工にあたっていただきたいと思う。建設道路下にあたる私個人としては、次の点で検討をお願いしたい。</p> <p>(1) 計画では国道 414 号の高根橋交差点から我が家の方に向かって道路に土盛りをして縦貫道につなげる計画とみえるが、現在使われている道路をそのまま生かして、我が家の地点より縦貫道に結ぶ道路を造った方が蓮台寺・立野・湯原辺りの住民にとっても縦貫道を利用しやすいと考える。また、建設経費も削減できると考えられる。</p> <p>(2) 現在ある道路を高く（土盛り・高架）することによって、その道路近くの住人にとってはそれまでの景色が一変することが否めない。また、風の通りや日照は如何か。さらに、長い年月が経つと、万一の時、崩壊とか倒壊などから回避できないのではないか。</p>	<p>(仮称) 蓮台寺インターチェンジの連絡路について、現在使われている市道に、連絡路を接続するためには、設計基準を満たす道路勾配が確保できないことから、伊豆縦貫自動車道本線の高さを全体的に下げる必要があり、切土法面の改変区域拡大による建設費用の増大が懸念されます。また、交差する市道に伊豆縦貫自動車道を利用する車両が流入し、交通渋滞や交通事故の発生も懸念されます。</p> <p>このため、国道 414 号高根橋交差点に直接接続する計画としています。</p> <p>環境影響評価における景観については、対象事業の実施により、事業実施区域周辺において、不特定多数が利用する公共的な場所等で、景観が展望できる主要な地点から見た、地域の景観資源への影響を調査、予測評価することとしています。</p> <p>このため、準備書 (P5-I0-1) に記載のとおり、主要な展望地点（蓮台寺駅、下田公園、寝姿山等）から見た、景観資源（下田富士、寝姿山、稻生沢川等）を対象として、調査、予測評価しています。予測の結果、景観に変化が生じるものの、法面緑化等の環境保全措置を行うことにより、実行可能な範囲で環境保全についての配慮がなされていると評価しています。</p> <p>また、日照については、準備書 (P5-14-1) に記載のとおり、道路の存在により発生する、影響の大きい代表地点での日照阻害の状況について、調査、予測評価しており、いずれの地点においても実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されており、環境保全についての配慮が適正になされていると評価しています。</p>

表 1-2 (2) 意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見書番号	意見の内容	都市計画決定権者の見解
1	<p>(3) 将来人口減が見込まれる状況（準備書 2-2-1）を見た時、今後の利用の予測はどういうものか。人口が少なくなるから、縦貫道を造らなくてよいというわけではないが、インターの場所等はもう少し時間をかけて検討していただきたい。</p>	<p>なお、風については、準備書（P4-5）に記載のとおり、調査地域において都市計画対象事業では、局地風を発生させる大規模な施設計画がないことから、環境影響評価の項目に選定していません。</p> <p>道路を高く（土盛り・高架）することによる景観、日照等への対応については、事業者が、事業実施段階において、詳細測量等を実施し、可能な範囲で適切に対応します。</p> <p>盛土の崩壊、倒壊の危険性については、事業者が、事業実施段階において、設計基準に従い、適切に設計します。</p> <p>事業計画策定に当たっては、事業者において計画段階から住民の意見を把握し計画への意見反映を行う取り組みとして、有識者と地元代表で構成する「河津下田 I 期検討会」（平成 14 年 11 月から平成 15 年 2 月）（以下「検討会」という）を設立し、現状の課題、道路の必要性及び地域の皆様への意見聴取内容など総合的に検討が行われ、望ましいルート帯として合意がなされ、温泉源、自然環境、騒音・振動対策等「今後の整備にあたって配慮すべき事項」が事業者へ提言されました。</p> <p>この提言を受け、事業者が、必要な調査を実施し、自然環境、土地利用、経済性等を総合的に検討して、ルート帯及びインターの位置を決定しました。</p> <p>さらに、事業者が、このルート帯を踏まえて、生活環境、自然環境、土地利用への影響、経済性等の諸条件を総合的に勘案して、ルート案及び構造を定め、このルート案を基に、下田市及び静岡県が、都市計画原案説明会や都市計画公聴会における地域の皆様からの御意見を踏まえ、都市計画案としてまとめてきたものであり、適切なものと考えています。</p> <p>なお、将来人口減を考慮した計画交通量に基づいた道路計画としています。</p>

表 1-2 (3) 意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見書番号	意見の内容	都市計画決定権者の見解
2	<p>弊社は、表記住所において、昭和 58 年よりスッポン養殖事業を営んでおりますが、以下の通りの意見書を提出いたしますのでよろしくご検討くださるようお願いいたします。表記書面の縦覧及び説明会に出席いたしましたところ、伊豆縦貫自動車道は、弊社のスッポン養殖事業所のほぼ中央部を横断する計画であることを知りました。</p> <p>弊社といたしましては、伊豆縦貫自動車道建設工事（以下「本件工事」といいます。）の実施、伊豆縦貫自動車道の開通が、弊社が長年にわたり事業を行ってきたスッポン養殖事業に多大な影響を与えるのではないかと危惧しております。以下スッポン養殖事業の特殊性をお知らせするとともに、その特殊性をご理解されてご対応下さることを希望して本書面を提出する次第です。</p> <p>スッポン養殖事業の特徴</p> <p>1) スッポンの養殖には静かな環境と繊細な温度管理が不可欠です。</p> <p>スッポンはとても臆病な性質の生き物なので、少しの物音や人の気配がするとすぐに反応して水に逃げ込み、決して餌を食べることはありません。また日中の甲羅干しは病気を予防するために欠かすことが出来ない行動です。</p> <p>また、養殖に使用する水槽の水温は、その生息、繁殖に最適な 30 度前後に保つことが大切で、そのために太陽熱を利用できるようなハウスを設けたり、冬季には加温設備を使用して水を適正温度に維持するように努めております。</p> <p>このような特性に鑑み、弊社は山間に立地しまさにスッポン養殖に最適の環境にある本地域において、約 30 年前よりスッポン養殖事業を行ってきました。</p> <p>2) 本件工事及び伊豆縦貫自動車道開通によるスッポン養殖事業への影響について。</p> <p>本件工事が開始された場合には、長期間にわたり騒音や振動の発生が懸念され、スッポンの繁殖、成長が妨げられたり、死滅する可能性が危惧されております。</p>	<p>環境影響評価は、都市計画対象事業に係る工事の実施及び道路供用後において、大気環境、水環境、動物・植物・生態系、景観等に及ぼす影響を調査、予測及び評価し、環境保全のための配慮を行うこと目的として実施しています。</p> <p>特殊な土地利用による施設に関しては、事業者が、事業実施段階において、個別に詳細調査等を実施し、適切に対応します。</p>

表 1-2 (4) 意見の概要と都市計画決定権者の見解

意見書番号	意見の内容	都市計画決定権者の見解
2	<p>仮に無事に工事が完了したとしても、伊豆縦貫自動車道は弊社事業所の中央部を約 30メートルの高さの橋梁で横断する結果、十分な日照が確保されなくなるため、スッポンの生育に不可欠な甲羅干しができず、また加温設備による水温維持のための稼働時間の増加・燃料代の負担増が不可避となり、更には通行車両の騒音・排気ガス等によりスッポン養殖への悪影響が懸念されます。</p> <p>弊社の上記事情を十分にご理解下さり、伊豆縦貫自動車道都市計画原案の立案、本件工事の実施にあたっては、十分に御配慮されたく本意見書を提出する次第です。</p>	



